

事務連絡  
令和3年3月31日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和3年4月1日より適用となる「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品（以下、完成用部品一覧という。）」について、Q & Aを作成しましたので、内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室障害者支援機器係  
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(骨格構造義肢)

Q1 完成用部品一覧の「骨格構造義肢／義足用部品／その他／その他の部品／C その他／C その他」について、以下の部品が新規掲載されたが、適用する判断基準を示されたい。

(株) 今仙技術研究所 M1900 ボリューム調節キット (義肢用)

A 当該部品については、様々な使用方法が考えられることから素材として扱われてきたが、当該部品のみ交換が考えられることから、今年度、新規掲載した。取扱い業者より部品概要を提出いただいたので、別紙1のとおりお知らせする。

これらの情報を参考として、当該部品を申請された個々人の障害の程度や生活環境等を踏まえて、適切に判定していただくようお願いする。

(装具)

Q2 完成用部品一覧の「装具／体幹装具／固定金具」について、以下の部品が新規掲載されたが、適用する判断基準を示されたい。

(株) 松本義肢製作所 MG2230 ダイヤル式矯正ケーブル

A 当該部品については、様々な使用方法が考えられることから素材として扱われてきたが、当該部品のみ交換が考えられることから、今年度、新規掲載した。取扱い業者より部品概要を提出いただいたので、別紙2のとおりお知らせする。

これらの情報を参考として、当該部品を申請された個々人の障害の程度や生活環境等を踏まえて、適切に判定していただくようお願いする。